

# 第196回国会 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」に

## 対する代表質問

平成30年3月23日

民進党・新緑風会 矢田わか子

民進党・新緑風会の矢田わか子です。

ただいま議題となりました「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」に関し、会派を代表して質問いたします。

本日の議題に入る前に、森友学園への国有地売却に関する決裁文書の改ざん問題について、一言申し上げなければなりません。

そもそも「国有地」は国民の貴重な財産であり、誰かの意向を忖度し、不当に安く売却されることは、あってはならないことです。ましてや、この売却に関する行政文書の一部が改ざん・破棄されたことは、行政にとってあるまじき違法行為であり、誰が、何の目的で、どんな指示によって行ったのか解明されなければなりません。“政治の力が働いた”と考えるのが自然であり、省庁の幹部職員の人事を一括管理する内閣人事局のあり方も含め、政と官の関係のあるべき姿を考え直す時期が来ているのではないのでしょうか。

さらに重大な問題なのは、今回、国会からの要請に対して、財務省が改ざんされた文書を国会に提出したことです。これは、行政府に対する立法府の監視機能が全く無視されたということであり、かかる異常な事態を一日も早く打開するためには、立法府の威信にかけて与野党が協力し、政府に対し迅速かつ誠実な説明責任を求めなければなりません。そして疑惑の全容解明をはかるためには、佐川前国税庁長官の証人喚問とともに、関係者の国会招致が不可欠であります。

国権の最高機関であり、全国民の代表である国会が、今回の疑惑に対し、徹底した調査・審議を行い、また、歴史的遺産となる公文書をきちんと管理させていくことは、未来を生きる子どもたちに民主主義を基盤とする公正公平な政治を残していくことにつながり、これこそが私たちに与えられた最も重要な責務です。

あってはならない公文書の改ざん問題について、政府の一員として、松山大臣のご見解を伺います。

また、本日、議題となっている本法案は、衆議院において、公文書改ざん問題により国会が空転していた状況で、与野党での真摯な議論が全くなされず、野党欠席のまま、委員会、本会議での採決が行われ、参議院に送付されました。このことに強く遺憾の意を表明します。

以上のことを踏まえ、「子ども・子育て支援法の一部改正案」について質問いたします。

さて、「子どもが健やかに成長する」ためには、家庭、地域、保育・学校施設などが緊密に連携し

ながら、必要な施策を講じ、それを裏付ける予算を確保しなければなりません。しかしながら、子どもを育てる環境は、依然として厳しいものがあります。「子どもが欲しい」、「産み育てよう」と思っても、経済的問題、労働時間など労働条件の問題、そして本題と関連する保育環境の問題、つまり子どもを認可保育園などに預けることができない、などの理由で子どもを作ることをためらったり、諦める夫婦は大勢います。このことが少子化に拍車をかけている要因の一つになっていることは周知のとおりです。また、様々な理由で家庭経済が行き詰まり、貧困状態にある子どもたちや、児童虐待を受ける子どもも多く、「子どもが健やかに成長する」状態にはほど遠い現実があることを忘れてはなりません。いま、まさに卒業シーズンですが、この瞬間にも、進学をあきらめる子どもたちがいるかも知れません。

「子ども・子育て支援法」の目的を達成するには、「子どもの貧困対策」や「生活困窮者支援政策」、さらには「児童福祉政策」と連動した一体的な政策展開が必要だと考えますが、松山大臣の見解を伺います。

政府は、昨年 12 月 8 日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育の無償化と待機児童問題の解消という二つの政策目標を掲げ、その財源として消費税増税の一部を充てることを決めました。

今回の改正案は、この政策目標に関連し、一般事業主から徴収する拠出金率の上限を 0.45% に引き上げ、これを「子どものための教育・保育給付の費用」に充てようとするものです。

この政策は、保育・幼児教育サービスを受ける保護者にとっては負担軽減になりますが、一方で、様々な課題も指摘されています。以下、4 点について質問をいたします。

#### <待機児童の解消が優先されるべき>

第一の課題は、保育・幼児教育の無償化よりも、まずは待機児童を解消する政策を優先するべきではないかというものです。

今日の待機児童問題がなかなか解消できない要因として、近年、25 歳から 44 歳までの女性就業率が上昇し、それに伴い、保育利用申込率が急増しているという実態があります。この背景には、従来から就いている仕事を産後も継続したいという女性労働者の増加、あるいは家計収入を増やしたい世帯の増加などが考えられます。また、国や企業も、女性の社会進出を促す様々な施策を展開しているという事情もあるでしょう。

このような状況の中で、政府が保育の受け皿を拡大しても、それ以上に利用希望者が増え、一向に待機児童が解消できないという構造になっています。この待機児童問題を解決するためには、基本的に、計画以上の対策を次から次へと講じていくしかありません。確かに、政府は「子育て安心プラン」を 2 年前倒しし、「2020 年度末までに 32 万人の保育の受け皿整備と、これによる待機児童解消」という方針を打ち出されましたが、この時点で、保育の利用申込率がさらに増える可能性も十分にあります。政府は、平成 35 年における保育の利用申込率を 53.6% と試算していますが、民

間のシンクタンクが、その3年手前の平成32年で65.7%とする試算を行っています。

「32万人分の整備」が本当に待機児童問題の解消につながるのかどうか、その実現性について加藤大臣の見解を伺います。

#### <認可外保育施設への支援>

次に、第二の課題として、無償化に関し、認可保育園以外の施設をどう扱うか、という問題があります。この課題については、現在、政府の有識者会議が検討を始めており、夏までに結論を出すことになっていますが、一部の報道によると、「施設による線引き」から「保育の必要度」に応じた個別の線引きをする、という案も検討されているようです。無認可保育所を利用している親にとっては大きな関心事であり、「教育の機会均等」、「公正・公平性の確保」という視点から、認可外保育園でも多くの園児が無償化の対象となるよう、検討を進めていただきたいと考えますが、松山大臣の見解を伺います。

#### <保育の質の確保>

無償化に関わる第三の課題は、“保育の質”をどのように確保するのかという問題です。保育園の受け入れ枠が拡大し、また無償化政策が完全に実施されることになれば、これまで潜在化していた保育ニーズが一段と高まり、施設やスタッフの確保がいつそう難しくなることも予測されます。本来ならば、“保育の量的確保”とともに、“保育の質の確保”についても十分に配慮されるべきと考えます。政府は、来年度予算案において、職員配置基準の見直しを含め、質の向上として「2684億円」を計上しています。しかし、この予算案の支出項目は多岐にわたっており、それぞれの施策について十分な予算が確保されていないのではないかと思います。「保育の質」の確保に関して、今後、どのような対策を講じていかれるのか、松山大臣の見解を伺います。

#### <幼児教育の義務教育化>

第四の課題は、幼児教育を無償化するのであれば、“幼稚園・保育園を義務教育化”すべきではないか、というものです。財源の問題や供給体制の問題がありますが、義務化によって、より初等教育に向けた教育的効果が得られるものと考えます。また児童虐待の早期発見につながるというメリットもあります。政府としても、検討課題の一つに挙げられています。松山大臣より、ご見解があれば伺いたいと思います。

#### <潜在的待機児童の掌握>

次に、保育政策全般に関する質問に戻り、“潜在的待機児童”、いわゆる“隠れ待機児童”の問題について質問します。現在、政府としても、この潜在的待機児童については、適正にカウントする方針を地方自治体に要請されています。

具体的には、①保育園に入れず、育児休業を延長しているケース、②兄弟同じ園を望んでいるケ

ース、③近隣保育所を希望しているケースなどは、これらは待機児童にカウントするようにされました。一方、④親が様々な理由で求職そのものをあきらめているケース、⑤保育ママなど認可外保育を利用しているケースなどは、それぞれの市町村に任されることになっています。各市町村の中には、少子化がさらに進むことを見込み、保育所の増設に後ろ向きなところもあるようですが、市町村が保育の需給を正確に把握し、定員計画を立てるよう、とりわけ隠れ待機児童の掌握について、政府としても的確な指導をすべきと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

#### <保育士の処遇改善>

次に、保育士の処遇改善問題について質問します。

待機児童問題や保育園不足の問題は、周知のように保育士を十分に確保できないということが主要因になっています。政府は、保育士の賃金引き上げにも対応されてきましたが、保育士不足の状況は一向に改善していません。

保育士は、全体として、労働時間、安全管理責任の重さに比べ、今なお低賃金であり、しかも定期昇給制度が十分に整備されていません。さらに労働条件を抜本的に改善し、ITなどを活用した業務の効率化を図ることが必要です。「賃金が低く生活できなく転職した」「労働時間が長く家庭との両立ができない」という声を多く聞きます。今日、保育士の有資格者が再び就労できるような環境整備が強く求められますが、このことを含め、保育士の処遇改善に関し、松山大臣の見解を伺います。

#### <企業主導型保育事業の課題>

次に、提出された法案に深く関わる「企業主導型保育事業」に関して質問します。この制度の最大のメリットは、それぞれの就労の特殊性に応じた保育サービスが受けられるということです。飲食業や運輸業などのサービス業を中心に、早朝勤務や深夜勤務、日曜・祝日などにも対応できる保育所が多く、また、認可保育園にはなかなか入れない非正規労働者も利用できます。

一方、このように従業員の多様な働き方に対応できる反面、“保育の質”が保てるかという問題点が指摘されています。

この「企業主導型保育事業」は、市町村の認可事業である「事業所内保育事業」の「運営・設置基準」や「保育士配置規定」とほぼ同水準にあります。設置の際に自治体の関与がなかったり、保育士の有資格者割合が半数以上であればよいなど、利用者にとっては不安な要素もあります。安全配慮や健康管理などの観点から、今後、公的な指導や監督、相談機能の充実など重層的なチェックが必要であると考えますが、松山大臣の見解を伺います。

また、今回、中小企業による活用促進策として、「運営費の企業負担分の引き下げ」や「整備費への共同設置・共同利用のための加算の創設」などを打ち出されていますが、果たして実効性が伴うものとなるのでしょうか。基本的な課題として、中小企業は行政情報の取得や申請のノウハウが乏

しく、そのための人材も少ない現実があります。制度利用に関する情報提供や手続きのためのノウハウの提供が不可欠であると考えますが、松山大臣の見解を伺います。

#### <対策協議会について>

最後に今回、提出された法案の大きな柱の一つである「待機児童対策協議会」の設置について質問します。

この協議会は、都道府県が主体となって、待機児童問題に取り組むために、保育所等の広域利用の推進とともに、保育の受け皿確保のための“企業主導型保育施設”に関する整備情報の共有や多様な主体の参入を議論するものです。

しかし、この協議会が、現在、地方が実施している国より高い保育基準、いわゆる「上乘せ基準」を見直しさせるような方向で働くのではないかと、との懸念の声が出されています。実際に、昨年11月には政府の「規制改革推進会議」が、この上乘せ基準の見直しを提言していますが、「質を落とし、量を確保する」という政策ではなく、この協議会が、地域の英知を結集して待機児童問題に真摯に取り組む場となるよう、政府としても指導していただきたいと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

#### <最後に>

松山少子化担当大臣は、大臣所信で「日本社会を根幹からゆるがしかねない少子化の危機を脱することは待ったなしの課題」と述べられましたが、少子化の根幹課題を克服するためには、依然として各省庁縦割りになっている「子ども子育て関連施策」に横串をさし、今一度、全体像を描いた上で、財源のあり方や、支出のあり方をトータルで描き直す必要があると考えますが、松山大臣の見解を伺います。

いずれにしても、今回の法改正が「場当たりの」なものではなく、来年度、企業に追加拠出いただく1000億相当の拠出金が、この国の将来を担う子どもたちが健全に育つための施策に真に生かされるようご期待申し上げ、私の代表質問といたします。

ご静聴ありがとうございました。